



税金・水道



最新の情報は
こちらで
確認してください。

町税等の納付方法・納付場所のご案内

問 会計課 HP 1000820

▶ 納付書により納める場合

下記の金融機関等で納めてください。
なお、納付書がない場合は、役場までご連絡ください。

場所	種類				介護保険料	医療保険料	後期高齢者 排水使用料(含む)	水道料金(漁業集落)	保育料	その他
	町税	町民税	固定資産税	軽自動車税						
役場										
南知多町役場会計課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内海・師崎・篠島・日間賀島の各サービスセンター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
金融機関										
あいち知多農業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中京銀行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
知多信用金庫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
愛知県信用漁業協同組合連合会本店(大井・片名 営業店)・豊浜・師崎・篠島・日間賀島支店	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ゆうちょ銀行・郵便局(愛知・三重・岐阜・静岡の 各県のゆうちょ銀行・郵便局)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
西三河農業協同組合							○			
岡崎信用金庫							○			
コンビニエンスストア ※1	○	○	○	○			○			
スマートフォン決済アプリ ※2	○	○	○	○			○			

- ※1 30万円以下で、バーコード表示のある納付書に限ります。
なお、町内で扱えるコンビニエンスストアは、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマートです。
- ※2 30万円以下で、バーコード表示のある納付書に限ります。
なお、スマートフォン決済の対応アプリは、PayB、LINE Pay、PayPay、Fami Payです。



南知多町フォトギャラリー
Minamichita Town Photo Gallery



南知多町フォトギャラリー
Minamichita Town Photo Gallery



南知多町フォトギャラリー
Minamichita Town Photo Gallery



▶ 口座振替により納める場合

一度口座振替の申し込みをすると、預金口座から自動的に引き落としとして納めることができます。

町内の金融機関には「口座振替依頼書」が備え付けてあります。町外の金融機関利用を希望される場合などは、役場担当課までご連絡いただければ「口座振替依頼書」を送付します。

水道料金の納付や支払いをゆうちょ銀行でご希望の場合は、検針番号をゆうちょ銀行備え付けの用紙に記載し、申し込みをしてください。

種類	町税	介護保険料	医療保険料	後期高齢者	排水使用料(含む)	水道料金(漁業集落)	保育料	法定外公共物使用料	道路占用料・河川占用料	町営住宅使用料	児童クラブ利用料
取扱金融機関											
あいち知多農業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三菱UFJ銀行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中京銀行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
知多信用金庫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
愛知県信用漁業協同組合 連合会本店(大井・片名営業 店)・豊浜・師崎・篠島・ 日間賀島支店	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ゆうちょ銀行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西三河農業協同組合					○						
岡崎信用金庫					○						



税金・水道

税金

問 税務課 HP 1000815

問 保険年金室

▶ 税金の種類と納期について

住みよい豊かなまちづくりのためには、財源が必要です。みなさんが納められた町税は主として住民福祉向上のための行政、たとえば道路や、施設の整備、社会福祉の充実などの経費にあてられ、重要な役割を果たしています。

税金の種類	納税義務者	納期限 ※2、3								
		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
町県民税	一般に住民税ともいわれます。町民税と県民税を合わせたもので、前年の所得の金額と控除の金額から課税されます。	1月1日現在で町内に住所を有し、前年中に一定額以上の所得があった方	6月 末	8月 末	10月 末	12月 末				
固定資産税	町内に所在する土地・家屋・償却資産につき、その固定資産の価格をもとに課税されます。	1月1日現在で町内に土地・家屋・償却資産を有する方	4月 末	7月 末	9月 末	11月 末				
軽自動車税	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および小型二輪に課税されます。	4月1日現在で町内が定置場所の左記車両を有する方 ※1	5月 末							
国民健康保険税	国民健康保険(以下、国保)の加入者に対し、国保に要する費用に充てる目的で課税されます。	国保加入者のいる世帯の世帯主	7月 末	8月 末	9月 末	10月 末	11月 末	12月 末	1月 末	2月 末

※1 定置場所が実態と異なる場合は、変更の手続きが必要です。

※2 納期限について、土日・年末年始等の都合により、年度により前後する場合があります。

※3 町県民税の納期限は普通徴収の(給与・年金等からの天引き以外の方法で納めている)場合の納期限です。上記のほか、法人町民税、町たばこ税、入湯税等の税金があります。

▶ 国税・県税の相談(問合せ)について

税の種類	税の種類	問合せ先
国税	所得税・贈与税・相続税・法人税 など	半田税務署 21-3141
県税	普通自動車税・不動産取得税・事業税 など	知多県税事務所 21-8111

▶ 登記に関する問い合わせについて

名古屋法務局 半田支局 ☎21-1095

町指定給水装置工事業者

問 水道課 HP 1001041

新築など新たに水道を引く時や宅内漏水の時など、お近くの水道工事店にご相談ください。

南知多町指定給水装置工事業者一覧表(地区順)
令和2年10月27日現在

事業者名	所在地	電話
内海ガス(株)	大字内海	62-3211
中山設備		090-4089-6628
石黒設備		62-1577
(株)知多環境保全センター		62-1121
石黒工業	大字山海	62-0368
(株)丸福青山住設	大字豊浜	65-0448
豊浜ガス(株)	大字豊丘	65-0322
(有)竹本設備		65-0648
澤田水道工事店		63-0647
(有)大井毎日	大字大井	63-0851
(株)丸中百貨店	大字師崎	63-0038
山本設備		63-1962
藤井商店		67-2063
齋藤商店	大字篠島	67-2276
篠島熔接所		67-3034
源四商店		67-2117
森山電気		68-2506
(株)サカグチ設備	大字日間賀島	68-2037
(有)管友	美浜町	87-0631
野田工業		87-0367
(有)千賀設備店		87-0806
(株)大宗設備		87-5331
(有)服部建設工業		82-3234
(有)かじよし		88-5061
美浜ガス(株)		82-1525

南知多町指定給水装置工事業者一覧表(地区順)
令和2年10月27日現在

事業者名	所在地	電話
ヤマサ共和ライフ(株) 知多営業所	武豊町	74-1533
(株)伊波設備	阿久比町	48-4302
中川設備工業(株)	東浦町	0562-34-9232
(有)セイワ設備工業		0562-84-4807
コスモ水道設備(有)	半田市	28-6057
松川設備工業(株)		21-5087
知多設備(株)		22-1199
(有)トービックス		29-2267
大日設備工事(株)		21-6169
(株)知多土木		31-0024
(株)サカエ水道設備		47-7831
本部住宅機器(株)		21-7294
(株)神谷設備		47-8581
(株)豊田メンテナンス		25-0404
(有)高増設備工業	29-1698	
(有)ナカノ	常滑市	35-6660
(有)マルイワ工業所		35-2380
(株)桶槽		42-1322
茶山設備工業		22-9990
(有)巧	大府市	0562-57-5730
(株)加藤工務店	西尾市	0563-72-8159
岩瀬工業(株)		0563-72-8367
大三設備サービス		0563-72-8965



税金・水道

広告

土木・建築・とび土工・管・舗装・水道設備・解体工事業

可 有限会社 服部建設工業



■ 水まわりのトラブル ■ 外構・リフォーム

■ 給排水・浄化槽工事 ■ 一般土木工事

■ 農機具修理販売等

〒470-2414 愛知県知多郡美浜町大字豊丘字郷島64-1

TEL 0569-82-3234 FAX 0569-82-4598

南知多町 水道指定工事店 何でもお気軽にご相談下さい

南知多町指定給水装置工事業者一覧表(地区順) 令和2年10月27日現在		
事業者名	所在地	電話
(株)愛知テクノス	名古屋市	052-211-7727
中西設備		052-603-5066
DAISUI(株)		052-681-6019
積和建設中部(株)		052-772-2411
協立設備工業(株)		052-751-2004
三東設備工事(株)		052-782-2322
(株)前田工業		052-721-5368
ニッカホーム中部(株)		052-899-3580

南知多町指定給水装置工事業者一覧表(地区順) 令和2年10月27日現在		
事業者名	所在地	電話
山田設備	豊明市	0562-93-4473
(株)菅原設備	津島市	0567-24-1743
(有)まるば工業白退社	あま市	052-442-7820
(株)イースマイル	大阪府	06-7739-2525
(株)西日本設備		06-4801-9971
(株)みやかわ	東京都	03-5819-9141
(株)クラシアン	神奈川県	045-473-8181

水道メーターについて

問 水道課 HP 1001037



税金・水道

水道メーターの検針や水道メーターの取り替えにご協力ください。

▶ 水道メーター取り替えの実施

- ご家庭に設置してある水道メーターは、計量法により、8年に1度取り替えることになっています。
- 該当するご家庭の水道メーターの交換は町が委託した「町指定給水装置工事業者」が訪問し、作業させていただきます。
- メーター取り替え作業中は一時断水となります。
- 取り替えの作業にかかる費用は町が負担しています。
- 家屋内の水道管の清掃、浄水器等の販売は行なっておりませんのでご注意ください。

▶ 水道メーター検針にご協力ください

水道メーターの検針を2カ月に1回行っています。検針業務が安全で円滑に行えるよう、次のことにご協力をお願いします。

1. メーターボックスの中は清潔に保ち、上に物を置かないでください。
2. 飼い犬は出入口やメーターボックスから離してつないでください。
3. メーターボックスが植木などに覆われないようにしてください。

